

職員各位

社会福祉法人四天王寺福祉事業団
四天王寺たまつくり苑
施設長 西條 常夫

令和 5 年度介護職員処遇改善加算について

令和 5 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算ならびに令和 6 年 2 月施行の介護職員処遇改善支援補助金の支給内容について下記のとおりご報告いたします。

○介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について

（支給方法）月毎給与にて支給

・基本給

定期昇給

定期昇給に伴う賞与の増額分

定期昇給に伴う法定福利費の増額分

・処遇改善手当

月額 5,700 円 × 常勤換算

○介護職員処遇改善支援補助金（令和 6 年 2 月～4 月）

・処遇改善支援金

月額 4,000 円 × 常勤換算

改善所要額は以下の通りとなりました。

【本実績報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

○	介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	○	介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	○	介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
--------------	------------------------	--------------	-------------------------	--------------	---------------------------------

2 実績報告について<共通>

・ 2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の総額	245,435,624	円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	250,950,249	円

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)		要件 I		要件 II		要件 III	
	処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○	
① 令和 5 年度の加算の額	164,914,066	円	48,925,520	円	31,596,038	円	
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 164,914,066	円	(b) 54,205,000	円	(c) 31,831,183	円	

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	(d)-(e) 658,156,870	円	○ 要件 IV
(ア) 本年度の賃金の総額	(d) 1,909,107,119	円	
(イ) 本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	(e) 250,950,249	円	
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(f)-(g)-(h)-(i)-(j) 1,489,308,749	円	○ 要件 IV
(ア) 前年度の賃金の総額	(f) 1,735,110,872	円	
(イ) 前年度の処遇改善加算の総額	(g) 164,760,099	円	
(ウ) 前年度の特定加算の総額	(h) 50,499,575	円	
(エ) 前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(i) 30,542,449	円	
(オ) 前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(j)	円	

(1) 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
①特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒	○
②一月当たりの常勤換算職員数	137.7 人	184.4 人	175.2 人	人
③特定加算による賃金改善所要額(年額)	28,528,900 円	18,543,800 円	7,132,300 円	円
④特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	17,265 円	8,380 円	3,392 円	円
⑤特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(2.06)	(1.00)	(0.40)	○ ○ ○
⑥他の介護職員(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≧2Cを満たさない場合のみ記入		円	円	円
(参考)特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)	54,205,000 円			
⑦特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)	4,344,782 円			○ ← 要件Ⅶ
⑧経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数	80 人			○ ← 要件Ⅷ
⑨本計画書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所系・総合事業の重複除く)	24 か所			

要件Ⅴ
要件Ⅵ

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	20,545,570 円			
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	20,545,570 円	(100.00) %	○ ← 要件Ⅸ	
その他の職種	ii) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	11,285,613 円			
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	11,285,613 円	(100.00) %	○ ← 要件Ⅹ	
(参考)ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)		31,831,183 円			